

基準適合一般事業主認定通知書

平成 29 年 12 月 14 日

有限会社 スタプランニング 代表取締役 赤嶺 剛 殿

平成 29 年 9 月 8 日付けの申請について、女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第 8 条第 1 項第 1 号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
○	○	○	○	○

沖縄労働局長



注意

- ・この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- ・また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年）以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。
- ・なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の伝達を受けた日の翌日から起算して6か月（ただし、判決があった日の翌日から起算して1年）以内に提起することができます。
- ・また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- ・本認定通知後、女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準で評価した項目について、基準の9割未満の状態が2年間継続した場合や、関係法令遵守報告書に記載している関係法令に違反する事実が生じた場合等は、認定取消の対象となりますので、速やかに管轄の労働局あて報告してください。